

浄化槽設置整備補助金のご案内

生活雑排水による水質汚濁を防止するため、「単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）」や「汲み取り便槽」から「合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水を一緒に処理する浄化槽）」に入れ替える（転換する）場合に、工事費用の一部を補助する制度です。

※申請は先着順です。申請をご希望の場合は事前にお問い合わせください。

※下記の内容は抜粋です。必ず補助金の交付要綱で詳細を確認し、不明な点があれば環境経済課にお問い合わせください。

1 申請の条件等について

(1) 補助対象地域

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水施設等の生活排水処理計画を有する区域を除く町内全域

(2) 補助対象者

対象地域において、既存住宅で対象人員7人以下の浄化槽を転換により設置する方

(3) 補助予定基数、補助金額

5人槽：3基 7人槽：3基

補助対象経費	補助金額
浄化槽の転換に要する経費	5人槽 上限352,000円
	7人槽 上限434,000円
処分に要する経費	上限30,000円
配管工事に要する経費	上限60,000円

(4) 交付の条件

- ・浄化槽を転換する年度の3月10日までに実績報告書を提出できるように浄化槽の転換を完了すること
- ・浄化槽法第7条に規定する設置後等の水質検査及び第11条に規定する定期検査を受検すること。
- ・清掃、保守点検、法定検査の依頼を一括で契約すること。
- ・環境配慮型浄化槽を設置すること。

○設置する合併浄化槽の消費電力基準

人槽（人）	通常型（W/h）	BOD10mg/L以（W/h）	りん除去（W/h）
5	39	53	83
7	55	75	90

※詳しくはお問い合わせください。

2 申請から補助金の交付まで（工事着工前の申請です）

四角囲み（②、⑧、⑩）の書類は申請者が町へ提出する書類です。

※工事着工前に補助金交付申請書を提出いただきます。

※工事代金支払いの完了後に申請は受付できません。

※補助金の申請以前に、浄化槽の設置届の提出が必要になります。

【補助金交付の手順と提出書類】

① 事業の計画（町への相談等）

② 補助金交付申請書の提出（申請者→町）

③ 補助金交付決定（町⇒申請者）

④ 業者との請負（売買）契約締結

⑤ 工事着工

⑥ 工事完了

⑦ 工事代金支払

⑧ 実績報告書の提出（申請者→町）

⑨ 補助金交付額確定（町⇒申請者）

⑩ 補助金交付請求書の提出（申請者⇒町）

⑪ 補助金支払（町⇒申請者）

3 申請について

（1）申請受付期間

受付開始：令和8年5月11日（月）から

- ・申請の受付は先着順とし、予算の範囲を超えた場合は受付を停止します。
- ・受付開始の時点で予算額に達する場合は抽選を行い決定します。

（2）申請方法

環境経済課窓口まで必要書類を直接持参して申請してください。

（郵送での申請は受けません）

（3）交付申請に必要な書類

○浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ①浄化槽法第 5 条第 2 項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認済証の写し
 - ②設置場所の案内図(1/2,500 から 1/10,000 までのもの)及び配置図
 - ③浄化槽に関する調書及び認定シート
 - ④既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分及び工事に係る費用を明記した見積書
 - ⑤登録浄化槽管理票(C 票)及び登録証の写し
 - ⑥浄化槽設備士免状の写し(昭和 62 年以前資格取得者は併せて「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」修了証の写し)
 - ⑦専用住宅を借りている者は賃貸人の承諾書
 - ⑧既存単独処理浄化槽の人槽を明らかにする書類
 - ⑨既存単独処理浄化槽の処分前(現況)の写真
 - ⑩完納証明書(町税に滞納がないことが分かる書類)
- ※必要に応じその他の書類を提出していただくことがあります。

4 補助金請求について

実績報告書の提出後、補助金交付額確定の通知を受けた方は、すみやかに浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第 8 号)を提出してください。

なお、請求書提出の際には、振込先の確認のため預金通帳等の写しをご持参ください。振込先は申請者名義の口座のみとさせていただきます。

5 その他の注意事項

- ・各種申請手続きについては、原則として申請者本人が行ってください。なお、書類の提出を工事業者等に依頼(任意書式による委任状の提出が必要)することはできませんが、これによる事故等について、町では一切の責任を負いかねます。
- ・申請者、工事請負契約書の発注者は同一人であることが条件となります。
- ・交付決定にあたっては、現地調査を行う場合があります。

お問い合わせ・提出

松伏町役場 環境経済課 生活環境担当
松伏町大字松伏 2 4 2 4 松伏町役場 1 階
電話: 0 4 8 - 9 9 1 - 1 8 3 9 (直通)